



# 東京海上日動 マリンニュース

## 2011年版・ロイズ救助契約書式(“LOF2011”)の制定

### <要旨>

- ロイズ救助契約書式(通称、Lloyd's Open Form (LOF))は船舶、貨物が海難に遭遇したときに、救助業者に救助を依頼する場合の国際的な書式として世界で最も一般的に使用されています。
- これまでは2000年版の書式(通称、“LOF2000”)が使用されてきましたが、今般、若干の改正が行なわれ、新書式は「2011年版書式」(“LOF2011”)として、本年5月9日付けで改正されました。
- 今回の改正は仲裁裁定の公表やコンテナ船の救助での仲裁の運営などロイズ仲裁の運営についての変更が主な内容となっており、同書式の利用者に対して影響を与えるものです。
- その概要につきまして、以下ご紹介いたします。

### 1. 改正の概要

LOFは本体の契約書式(LOF2000)とこれに付属するロイズ救助・仲裁標準条項(Lloyd's Standard Salvage and Arbitration Clauses: 通称、LSSA条項)及び手続規則から成っています。本年5月9日付けでLOFとLSSA条項が改正されました。新書式の全文と改定内容(要旨)はロイズのウェブサイト([www.lloydsagency.com](http://www.lloydsagency.com))に掲載されています。

#### (1) LSSA条項の主な改正点

今回の改正では、先ずLSSA条項について主に次の3点の改正が行なわれました。

##### ① 仲裁裁定の公表制度の導入

- これまではLOFの救助裁定書は当事者のみに公表され、一般には公開されていませんでした。このため、個々の救助事件がおきた場合に、「一般的に類似の事件でどの程度のレベルの金額の救助裁定が出されているのか?」ということを知ることは難しいというのが実情でした。
- 仲裁裁定の公表についての実務界からの要望に依り、今回の改正では、「原則として仲裁裁定は公表する」という制度が導入されました(12.1条)。
- 例外として、仲裁裁定が当事者に公表された日から21日以内に当事者が公表の延期または取止めを仲裁人に申請して、仲裁人がこれを認める十分な理由がある("there is a good reason")と認めた場合には、公表の延期または取止めを認めることにしました(同条)。
- また、第1審の仲裁裁定に対して当事者が控訴した場合には、この裁定書は控訴仲裁が公表されるまで公表されないことになりました(12.3条)。

##### ② コンテナ船の救助の場合の仲裁の運営

積荷を積んだコンテナ船に関して次のような「特別規定」(13条から15条)を設けることとしました。

- LSSA条項7条では、「本契約の当事者が、仲裁審の審理を受けるか、または証拠を提出することを希望

するときは、本人を代理して通信文書を受取るために、イギリス内に居住している代理人を任命しなければならない」としています(7.1条)。

- 今般、この例外として、「コンテナ船では、救助の保証状を提出した者に対して(ロイズから)文書を送達した場合には、被救助物の所有者への送達がなされたものと看做す」とことし(13条)、さらに「(上記の7条によって)代理人を任命した荷主の貨物(「代理貨物」という)の価額の合計金額が全ての被救助貨物の価額の**75%以上となった場合**、救助業者と代理貨物の荷主との間で合意が成立し、かつ仲裁人がこれに合意した場合、この合意は非代理貨物の荷主を拘束するものとする」(14条)という規定を設けました。
- また、「被救助価額が(合意した)一定の金額を下回る貨物については、当該貨物について救助報酬の支払いを確保するためのコストが救助報酬を上回ると見込まれる場合、救助報酬の支払い責任を免除させることができる。ただし、仲裁人が認めた場合に限る。」(15条)という規定を設けました。

### ③ 仲裁人の報酬と費用に関する保証(security)

従来は、仲裁人に対する報酬と費用の支払いについてはロイズ事務局(救助仲裁部)が責任をもって管理していました。しかしながら、今後はロイズ事務局は個々の救助事件で従来通り、仲裁人を指名するものの、仲裁人の報酬と費用については仲裁人に対して責任を持たないことにしました。この変更に伴って、仲裁人が自ら自己の報酬と費用の支払いを受けることを確保できるように、次のような主旨の規定が新たに設けられました。

- 仲裁人は自己の報酬と費用について、合理的な金額の保証(security)を提出することを命じることができる(6.6条)。
- 控訴仲裁人も同様に保証(security)を提出することを命じることができる(10.8条)。

### (2) “LOF2011”の制定

上記の LSSA 条項の改正に伴って、LOF2000 の本体の書式の末尾にある「**重要事項**」(IMPORTANT NOTICES)の欄に新たに次の2条が設けられました。また、新書式は“LOF2011”という名称となりました。

- 裁定書  
ロイズ評議会は、LSSA 条項の 12 条にしたがって、仲裁裁定書および控訴仲裁の裁定とその理由書をロイズのウェブサイト(www.lloydsagency.com)に掲載する(3条)。
- ロイズへの通知  
救助業者は、本契約での作業を請け負った日から 14 日以内にロイズ評議会に当該契約を請け負ったことを通知する。また、署名された契約書のコピーをできるだけ早急にロイズ評議会に送付する(4条)。

## 2. 改正の影響

上記の通り、今回の改正は抜本的なものではなく、主にロイズ仲裁の運営方法についての変更であることがご理解いただけたと思います。

以上